

総務協議会協議事項

〔 日時 平成 31 年 1 月 21 日 (月)
午前 10 時
場所 第 1 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 長根公園パイピングスケートリンクにおける事故報告について
- 2 八戸市新美術館建設工事実施設計の概要について
- 3 八戸市新美術館管理運営基本計画の概要について
- 4 市県民税の賦課誤りについて
- 5 「史跡根城跡保存活用計画書（改訂版）」の刊行について
- 6 その他

長根公園パイピングスケートリンクにおける事故報告について

1. 事故発生日時

平成31年1月2日（水） 午後1時10分頃

2. 事故発生場所

長根公園パイピングスケートリンク

3. 事故発生状況

長根公園パイピングスケートリンク第3コーナー付近において、60歳代女性に子どもが接触し、女性が転倒、氷上に頭部を打ったとの報告を受けた指定管理者職員が、車椅子により女性を医務室へ搬送し、意識確認や患部を冷やす等の応急的な処置を実施した。

当初、意識もあり様子を見ていたが、体調が優れないため、転倒した女性の家族からの要請により、午後1時25分頃、指定管理者職員が救急車を要請し、病院へ搬送。その後、警察より女性が病院で死亡したとの連絡があった。

4. 事故後の対応

(1) 注意喚起の強化

- スケートリンク利用マナーに関する貼紙を、スポーツ研修センター内に追加し、掲示。
- 放送（危険な滑走に対する注意、帽子・手袋・ヘルメットの着用等）の回数の増。（30分毎から15分毎へ）
- リンク周辺に帽子等の着用を促す外看板を設置。（予定）

(2) 監視体制の強化

- リンク内や周囲サイド巡回の職員数の増員。
- 隣接するスポーツ研修センター2階からの監視を新たに実施。
- 巡回者の制服を利用者から認識しやすいよう更新。

八戸市新美術館建設工事実施設計の概要について

1. 実施設計業務委託について

- ・業務名：八戸市新美術館建設工事実施設計業務委託
- ・受託者：西澤徹夫建築事務所・タカバンスタジオ設計共同体（東京都中央区）
- ・委託料：100,894,680円
- ・委託期間：平成30年3月29日から平成31年1月10日まで

2. 設計概要

①計画地	八戸市大字番町10-4 ほか
②構造	鉄骨造
③階数	地上3階
④建築面積	3,095.05㎡
⑤延床面積	4,881.18㎡
⑥最高高さ	19.12m
⑦建物本棟工事費	約32億円 ※広場等の工事費は除く

3. 整備スケジュール（予定）

年 月	内 容
平成31年1～2月	建設工事業者選定
平成31年3月	建物建設工事着工（工期：18か月）
平成32年9月	建物竣工（竣工後の枯らし期間：半年～1年程度を想定）
平成32年秋	現青森銀行八戸支店建物解体工事着工（工期：約6か月）
平成33年3月	外構（広場）整備工事着工
平成33年夏頃	新美術館オープン

八戸市新美術館実施設計 概要版

平成 31 年 1 月

八戸市

敷地・建築概要

敷地概要

1. 計画地	青森県八戸市番町 10-4 ほか
2. 敷地面積	6,731.16㎡ ※未確定
3. 指定建蔽率	100% (6,731.16㎡)
4. 指定容積率	600% (40,386.96㎡)
5. 防災地区	防火地域
6. 用途地域	商業地域
7. 接道	幅員 13.205 m 接道 174 m

建築概要

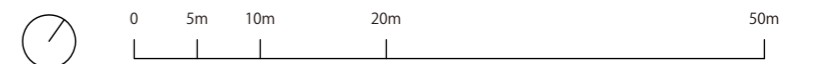
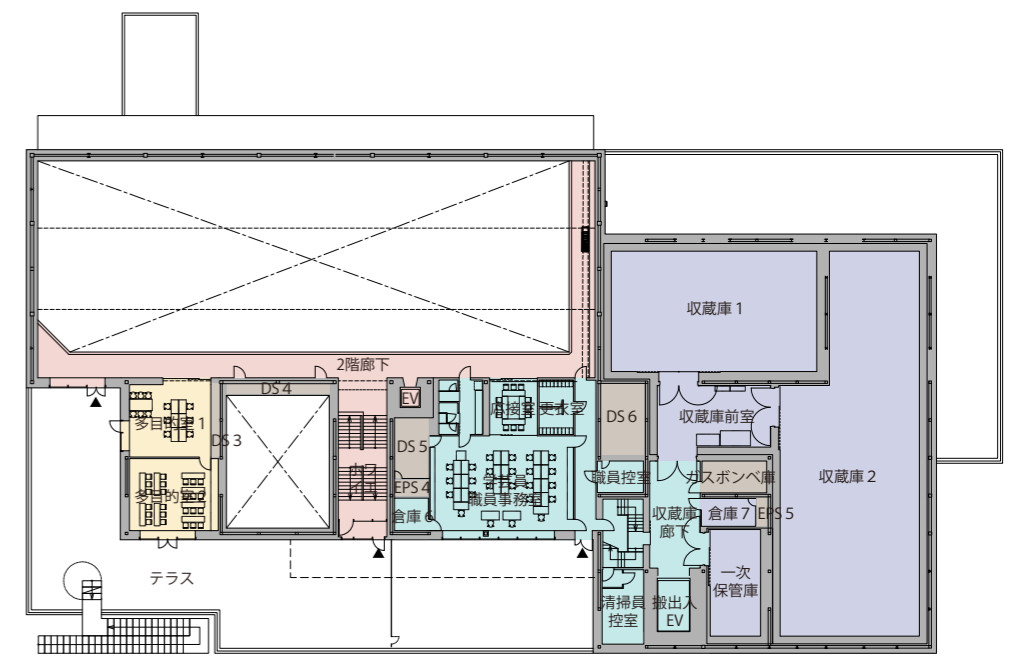
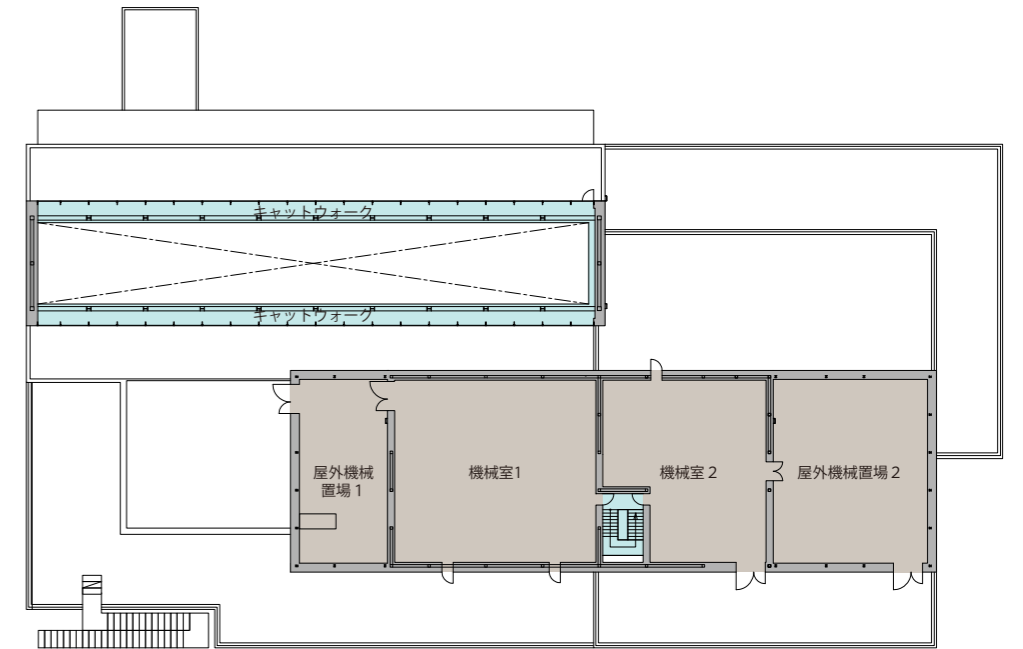
1. 主要用途	美術館
2. 構造種別	S造
3. 工事種別	新築
4. 耐火種別	耐火建築物
5. 建築面積	3,095.05㎡
6. 延床面積	4,881.18㎡
7. 階数	地上3階
8. 杭・基礎	杭基礎
9. 最高高さ	19.12 m
10. 駐車場台数	10台(内、公用車用2台、来客用2台、障がい者用2台、荷捌き用2台、大型車用2台)
11. 設計期間	平成30年3月から平成31年1月
12. 工事期間	平成31年3月から平成32年9月予定

敷地案内図



平面計画

- ▶ 出入口
- 共用部
- 展示・制作
- 事務・管理
- 收藏
- 多目的
- 設備



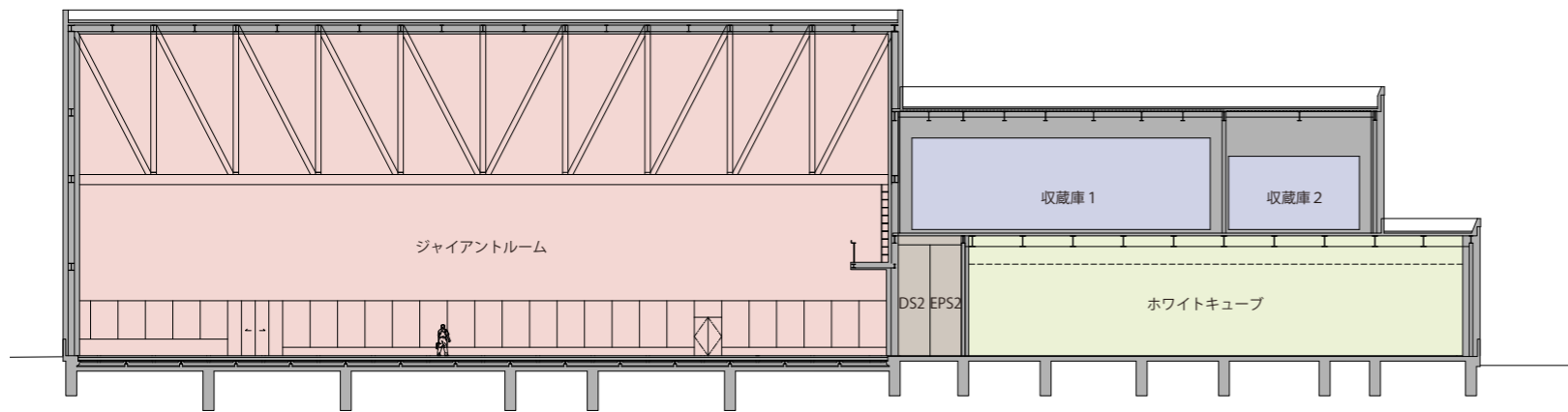
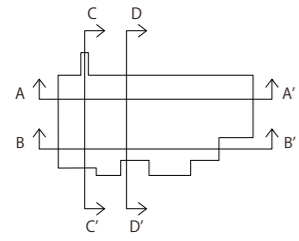
断面計画

▶ 出入口

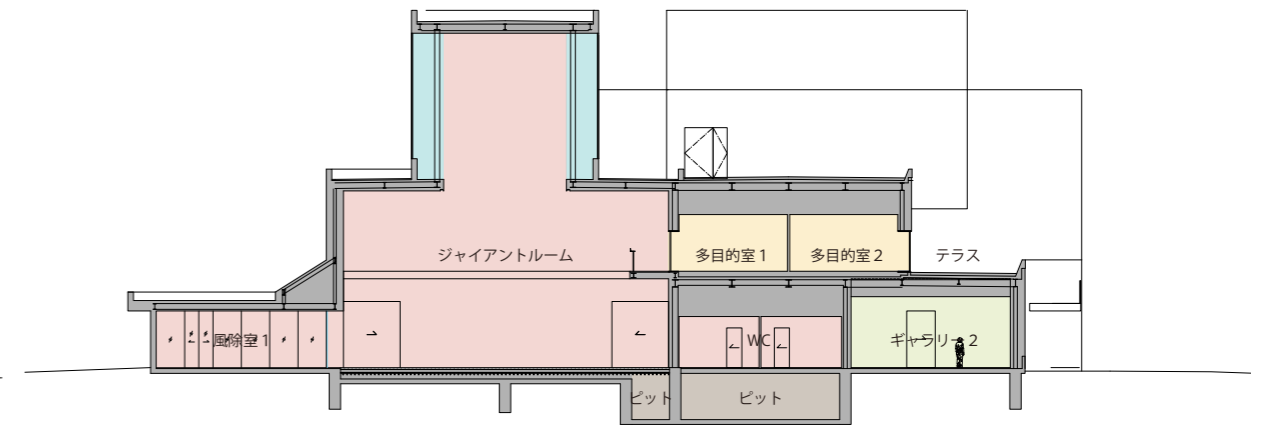
共用部
 収納

展示・制作
 多目的

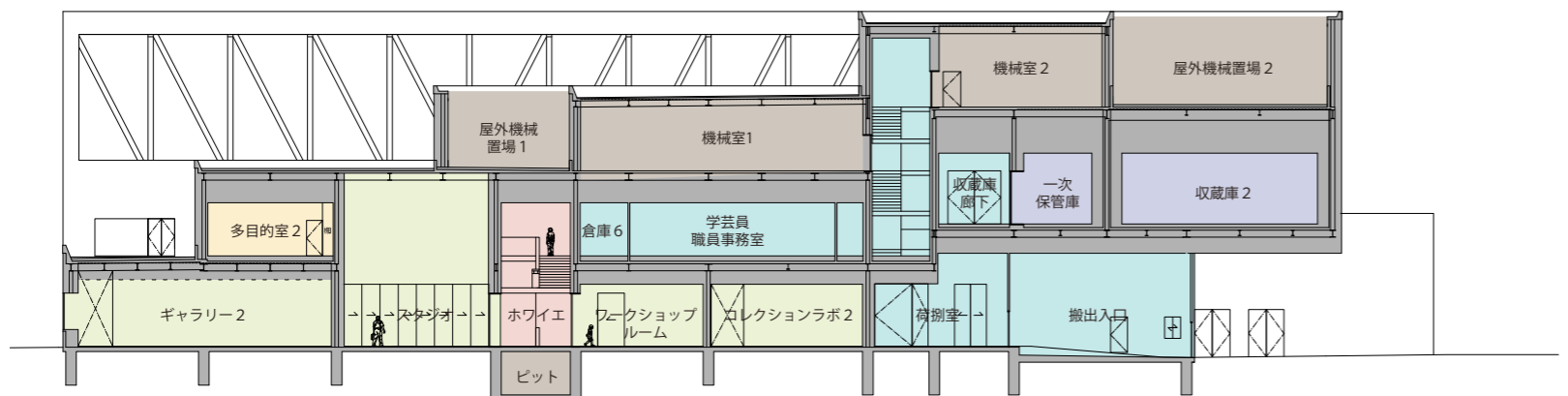
事務・管理
 設備



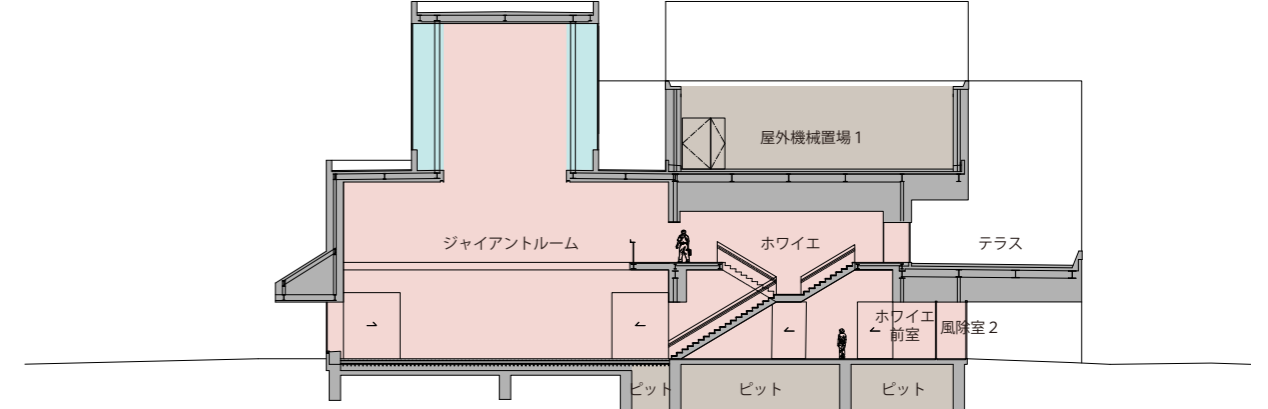
A-A' 断面図



C-C' 断面図



B-B' 断面図

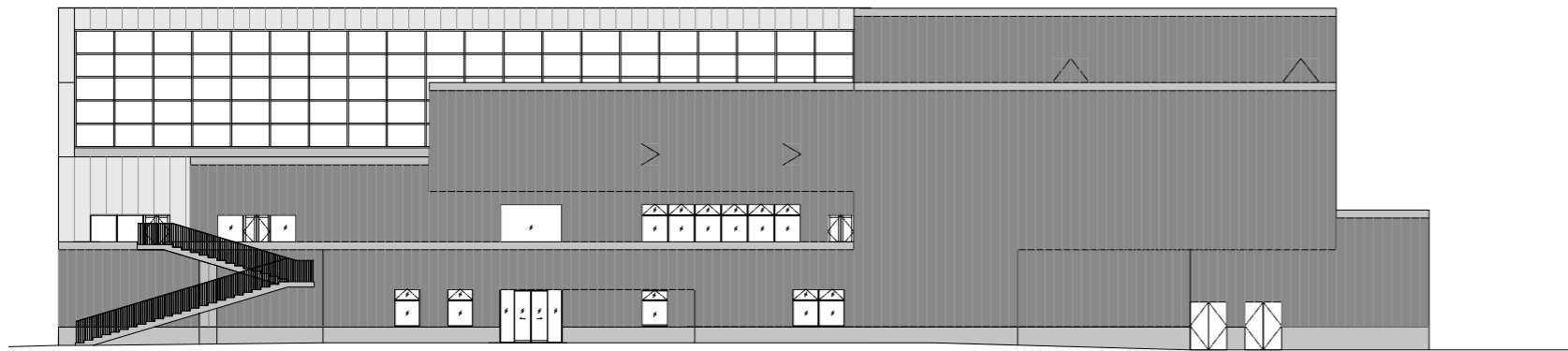


D-D' 断面図

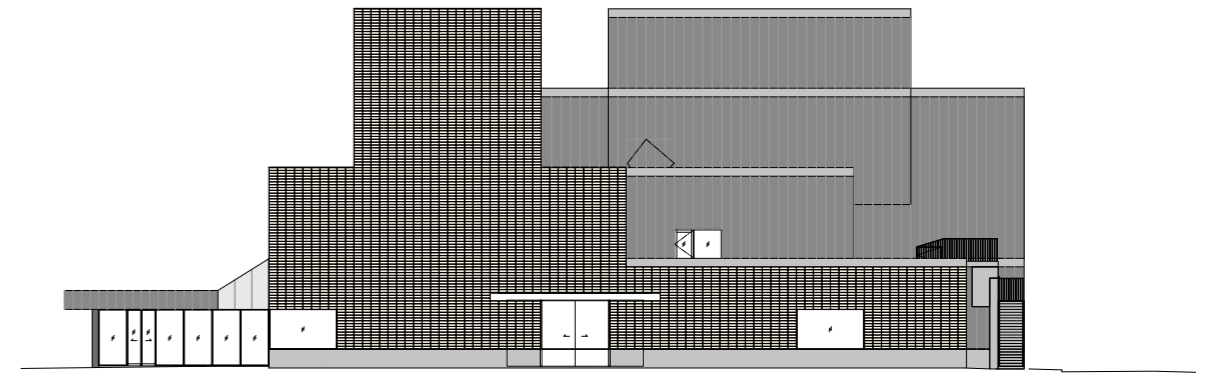


立面計画

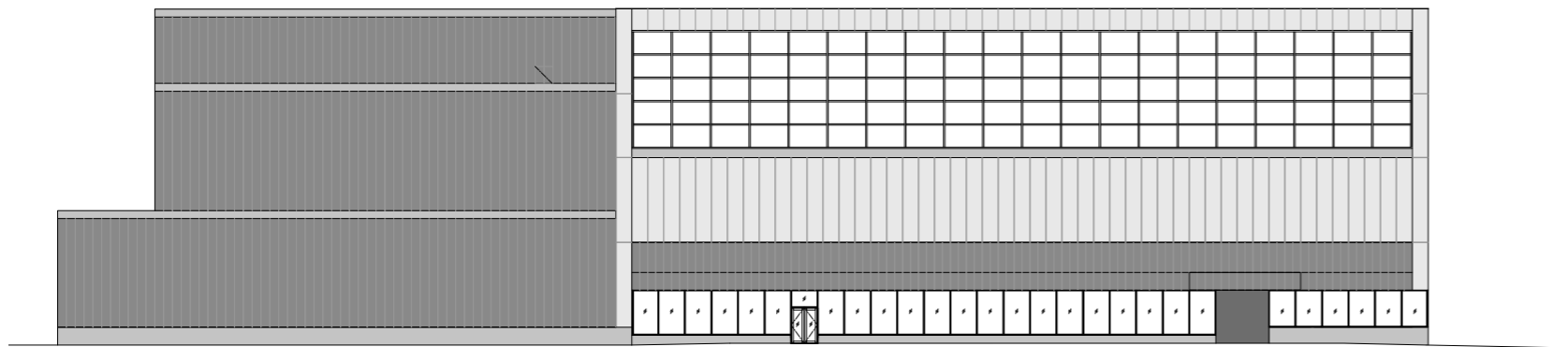
- 湿式タイル
- ガルバリウム鋼板 特殊平滑葺
- アルミニウムパネル
- 押出成形セメント板
- 打放しコンクリートPコン跡全面補修



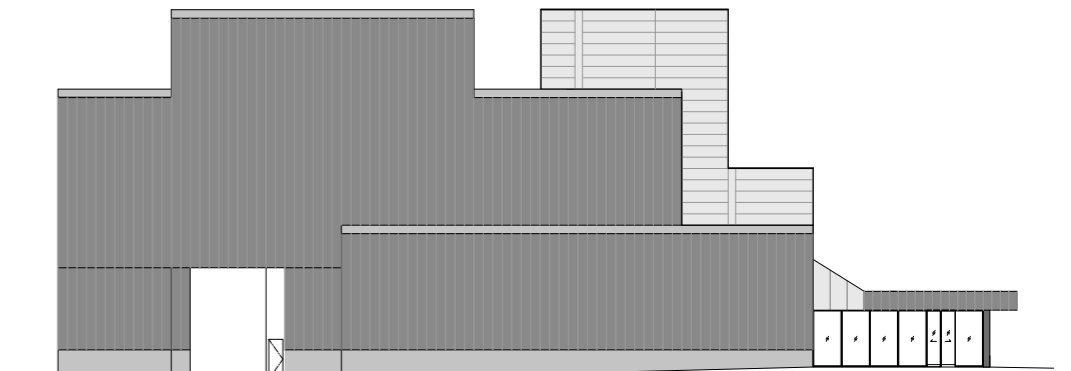
南面 立面図



西面 立面図



北面 立面図



東面 立面図





八戸市新美術館管理運営基本計画の概要について

1. 新美術館のビジョン

種を蒔き、人を育み、100年後の八戸を創造する美術館 ～出会いと学びのアートファーム～

2. 新美術館の活動イメージ

展示・調査研究・収集保存という「美術館」が担う基本的な役割に、人々が互いに刺激し合いながら感性を高め、育まれていく“共育”を担う「アートの学び」と、観光や福祉、地域コミュニティなど様々な分野を横断した総合的な文化政策を担う「アートのまちづくり」を加えた、3つの役割を融合させた美術館としていく。

3. 新美術館の特徴

(1) アートの学びを提供する美術館

アートを通じた学びに重点を置き、表現者と鑑賞者の関係としてだけでなく、アーティストや美術館スタッフと市民が対話し、一緒に何かを作る、考える、学ぶ、知るなど、人々が出会うことで生まれる体験・経験を提供すると同時に、その体験や経験が育むものを尊重・重視して事業を展開する。

(2) 基本事業とパイロット事業

美術館活動の根底を支える「基本事業」と、基本事業の枠を超え、企画内容や目的に応じて組織横断的なチームを編成し、市民や地域と連携しながら実施する「パイロット事業」の2つの柱で構成する。

(3) 市民・地域とともに新しい価値を創造する

地域の方々やアーティスト、教育機関、企業など、美術館活動を一緒に行うパートナーを「共創パートナー」と位置付け、美術館側で企画立案を行うだけではなく、共創パートナーも企画を提案できる仕組みを設ける。

また、市民参加の新しい仕組みとして、美術館活動に関わる市民の方々を、アートでコミュニティを耕し、育む「アートファーマー」と位置づけ、スタッフや専門家などと共に学びながら、様々な経験ができる環境を整える。

(4) 教育機関との連携

子どもたちの力を伸ばし、自ら新しい価値を作り出せる人を育むため、教育委員会や小中高校との連携を図り、美術館内での取組のほか、学校内で展開するプログラムも充実させる。

また、特徴的な活動をしている市内の大学・高専が有する専門性と連携し、経済や福祉、まちづくりなど、アートの力を他業種や多分野と融合させ、新しい価値の創出につながるプログラムを実施する。

4. 主要美術分野

- ①地域ゆかりの近・現代の美術を中心に扱う。また、収蔵作品や有形・無形の文化資源のほか、地域の様々なアート活動や、生み出された新たな価値も含めて「地域の宝」として扱う。
- ②地域の文化芸術に関連した、あるいは比較対象となる国内外の美術を扱う。
- ③時代を反映した多種多様な作品形態が存在する現代美術を扱う。

5. 収集方針

「地域の芸術や文化、まちの歩みに寄り添いながら、未来を見据え、多様な価値観を創出し、人を育むための美術資料の収集を行う」という収集理念を設定し、以下の項目のいずれか1つ以上を満たす作品及び関連資料の収集を目指す。収集にあたり、専門家で構成する「美術品等収集委員会」での検討・承認を経て行うこととする。

- ①八戸市を中心とした近隣地域ゆかりのもの。
- ②八戸地域における新たな魅力の創造や学びにつながるもの。
- ③八戸の美術を美術史全体の中で位置づけられるもの。

6. 運営形態

これまでの活動実績等を考慮し、「市直営＋一部外部委託方式」を採用する。組織体制については、館長、ディレクターで構成する管理経営機関が事業方針の決定及び進行管理を行い、学芸員や事務員等のスタッフで構成する運営執行機関が方針に基づき企画立案や業務改善等を行う。

また、新美術館の運営組織とは別に、日常的に新美術館の運営組織と連携・協働しながら事業を行う機関の活動拠点を館内に整備し、事業の充実を図る。

(1) 市文化政策部門

総合的な文化政策推進に関わる取組を行う拠点機能を担う部門の入居可能性も含めた幅広い検討を行う。

(2) 大学活動拠点

2階の多目的室を大学活動拠点とし、アートを通じた分野横断的な事業展開を図る。大学活動拠点の管理運営など具体的な内容については、引き続き検討を行う。

7. 開館時間・休館日

新美術館の開館時間及び休館日は以下を想定する。なお、活動内容によって、一部空間の開館時間外の開放や、全館の開館時間延長等も検討する。

- ・開館時間：10:00～19:00
- ・休館日：毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日休館）、年末年始

8. 利用者数の想定

新美術館の利用者数は、年間約9万人を想定する。

9. 収支試算

新美術館の収支試算（概算）は今後の検討において算出する。

市県民税の賦課誤りについて

1. 経緯

複数の自治体において、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）の税額算定に一部誤りが発生していることから調査を行った結果、当市においても同様に誤りがあることが判明し、市県民税が変更されることとなった。

このうち5名について、所得額変更に伴い、国民健康保険税についても税額変更（還付）となったものである。

2. 原因

市県民税の税額は、原則として申告書（確定申告書又は市県民税申告書）の記載内容に基づいて算定するものであるが、地方税法の改正により「上場株式等に係る配当所得等」に関する規定が創設された際、市県民税の納税通知書送達後に申告書が提出された場合は、「上場株式等に係る配当所得等」については市県民税の税額算定に算入しないこととされた。

しかし、当市では市県民税の納税通知書送達後に申告書が提出された場合であっても、「上場株式等に係る配当所得等」を市県民税の税額算定に算入していたことにより税額に誤りが生じたものである。

3. 対象件数及び金額

(1) 納付	対象年度	平成28年度～平成30年度
	件数	24件（21名）
	金額	175,413円
(2) 還付	対象年度	平成26年度～平成30年度
	件数	8件（6名）
	金額	12,300円

4. 国民健康保険税への影響

(1) 還付	対象年度	平成28年度～平成30年度
	件数	5件（5名）
	金額	294,400円

5. 対応

- ・対象者に対して個別に本件についてお詫びし、内容説明を行ったうえで納付又は還付の手続きを依頼
- ・複数体制による確認作業を徹底し、再発防止を図る。

「史跡根城跡保存活用計画書（改訂版）」の刊行について

1. 目的

史跡根城跡は、昭和52(1977)年度に保存管理計画を策定し、その方針に基づいて保護・活用に努めてきた。しかし、策定以来40年を経た今日、根城跡を取り巻く環境が変化し、様々な課題が生じている。そこで、将来にわたるより適切な史跡の保存・管理・活用の在り方を検討し、史跡根城跡の保存管理・整備活用の方向性を定めることを目的として6月に改定したため、内容の周知を図るために刊行する。

2. これまでの経緯

- S16 12月13日 史跡指定
- S52 「史跡根城跡保存管理計画」策定(S56一部改定)
- S58 「史跡根城跡環境整備基本設計書」策定
「史跡根城の広場」整備等の環境整備事業を実施(S60～H27)、本丸には復原建物群を配置
- H23 2月7日 史跡追加指定(沢里館、三番堀、下町地区)
- H30 6月30日：『史跡根城跡保存活用計画』(全面改定)完成
12月：史跡根城跡保存活用計画書改訂版 刊行

3. 「史跡根城跡保存活用計画（改訂版）」の概要

- ①史跡指定の理由・範囲・面積(183,105.79㎡)等の明示
- ②保存管理の方針
 - 史跡の原則保護(開発の場合、取扱基準に適合する案件のみ、条件付で許可)。
 - 法に基づく、現状変更(開発)許可権者の整理。
 - 史跡内所在の根城八丁目の宅地の現況を踏まえ、公有化計画を策定・実施。
 - ※ 公有化は、文化庁が定める史跡保護・整備の指針に基づく(8割国庫補助)
 - ※ 史跡保護のために開発ができず、不利益を被った場合は、優先して公有化を実施
 - 史跡周辺の景観保護を目的とした地域住民との連携協力。
- ③整備・活用の方針
 - 博物館については、根城跡に係る発掘調査等の調査研究・情報発信の拠点として位置付ける。また、将来的に史跡外への移転を検討する。
 - 未整備の沢里館・岡前館・三番堀・西ノ沢地区の整備実施。
 - ※ 岡前館地区の整備は公有化の進捗を勘案して行う。
 - 本丸の主殿等の復原建物の再整備は、再整備計画を策定・実施。
 - ※ 「再整備」：単なる修繕ではなく、忠実に再現する「復原」方針に従いながら、維持管理の上で復原建物の抱える課題の解消・軽減を図ることを目的とし、材質や修理・修復方法に改良を加えること。
- ④運営体制の方針
 - 行政・地域住民・関係団体・学識経験者の相互協力体制を構築。
 - 第三者組織『史跡根城跡整備活用検討委員会』の定期的開催(指導・助言)。

4. 改訂版の配布および公開

◆配布（12月中旬より）

印刷部数300部・・・配布250部・保存（予備）50部

- 史跡根城跡保存管理検討会議委員
- 八戸市文化財関係委員（文化財審議委員・文化財パトロール委員）
- 八戸市教育委員会 教育委員
- 〃 関係小中学校（根城小中・江南小）
- 〃 関係公民館（根城）
- 文化庁・青森県教育庁
- 青森県市町村文化財担当課
- 東北地方自治体文化財関係課
- 国立国会図書館・(財)日本城郭協会
- 八戸市庁内関係課（都市整備部・建設部・教育委員会等）

◆公開（12月下旬より）

- 社会教育課・博物館・図書館・是川縄文館・根城公民館
- 八戸市ホームページ（PDF版）

5. 史跡根城跡保存活用に係る今後のスケジュール

本活用計画に基づく、史跡整備や公開活用に係る事務は博物館で実施。

【博物館】

- 整備基本計画や土地公有化計画などの各種計画立案と実施。
- 第三者組織「史跡根城跡整備活用検討委員会」の設置と運営。
※平成30年8月29日 「第1回史跡根城跡整備活用検討委員会」開催

【社会教育課】

- 史跡における現状変更許可申請の事務処理。

1. 保存活用計画改定の目的

史跡根城跡は、昭和 52 年度に『史跡保存管理計画』を策定し、その方針に基づいて保護・活用に努めてきた。しかし、策定以来 40 年を経た今日、根城跡を取り巻く環境が変化し、様々な課題が生じている。また、現在では史跡の保護だけでなく、地域住民や市民が関わりあいながら、積極的な活用が求められている。そこで、より適切な史跡の保存管理・活用の在り方を検討し、それらの方向性を定め、史跡根城跡の持つ本質的価値を次世代に継承していくことを目的とする。

2. 史跡根城跡の本質的価値とは

『根城跡は中世から近世にかけて約 300 年間、根城南部氏が北奥羽地方支配の拠点として機能した城館跡である。城館に係る遺構や立地する地形の保存状況が良好であり、文献記録の希少な当該地域において、北奥羽一帯に大きな影響を与え続けた根城南部氏の実態と中世城館の特性を考察する上できわめて重要である。』

※本質的価値を構成する要素＝城館の立つ地形、曲輪（くるわ）配置、城館期の遺構・遺物

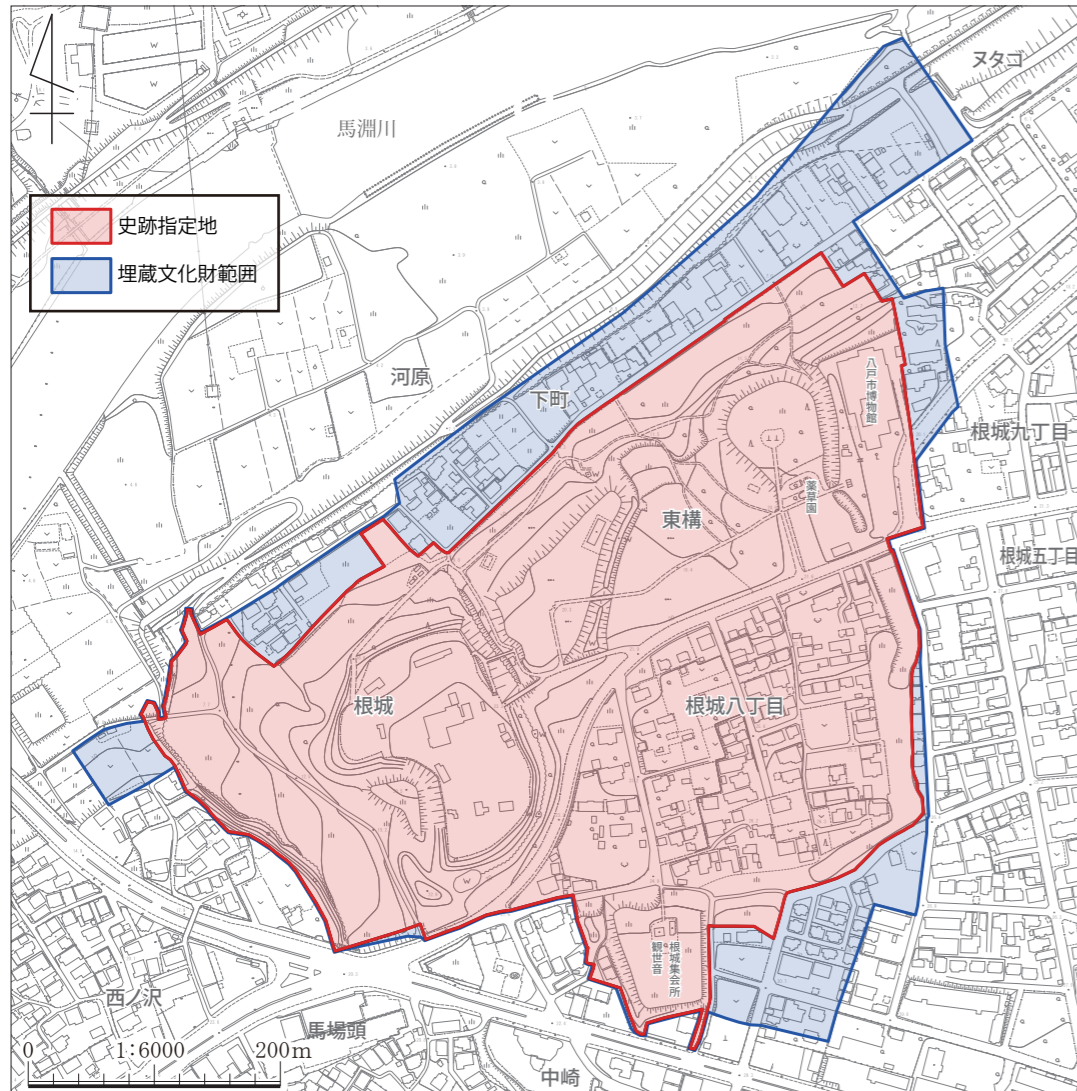
3. 指定の状況

(1) 指定概要

- ① 名称 根城跡（ねじょうあと） ② 種別 史跡
- ③ 指定面積 183,105.79 m²（公簿、追加指定 1,005.88 m²含む）
- ④ 指定年月日 昭和 16（1941）年 12 月 13 日（文部省告示第 860 号）
- ⑤ 追加指定年月日 平成 23（2011）年 2 月 7 日（文部科学省告示第 17 号）

(2) 管理団体

- ① 名称 八戸市 ② 指定年月日 昭和 17（1942）年 3 月 11 日（文部省発宗第 127）



4. 史跡根城跡の目指す姿（大綱）

史跡には史跡根城の広場を核とした魅力あふれる史跡公園が整備され、地域住民や市民、そして国内外の観光客などの人々が集う場所とする。そこに訪れれば、子どもから大人までの幅広い年齢層の人々の知的探究心を満たす質の高い学習機会が提供され、史跡の正しい価値に対する理解が進み、四季折々に変化する史跡景観とともに、史跡に対する高い満足度を得ることができる。

5. 基本方針

- ① 史跡保存の原則にたち、本質的価値を構成する、地形や城館機能時に係る遺構・遺物などの積極的な保護保存を図る。
- ② 史跡内容や史跡を構成する諸要素の保存・修理修復方法の調査研究を進め、最適の方法を用いて保存活用を実施するものとする。
- ③ 史跡の本質的価値を損なうことなく、市民が親しみ活用できる史跡公園として整備し活用を図る。
- ④ 地域住民・市民、学識経験者、関係団体などと連携して最適な運営体制を整備し、保存管理・活用に努める。

6. 新たに加えられた史跡の価値

昭和 52 年度の計画策定以降、調査研究・整備のデータが蓄積され、次のように史跡の本質的価値として新たに加える。

◎ 根城跡の調査研究成果

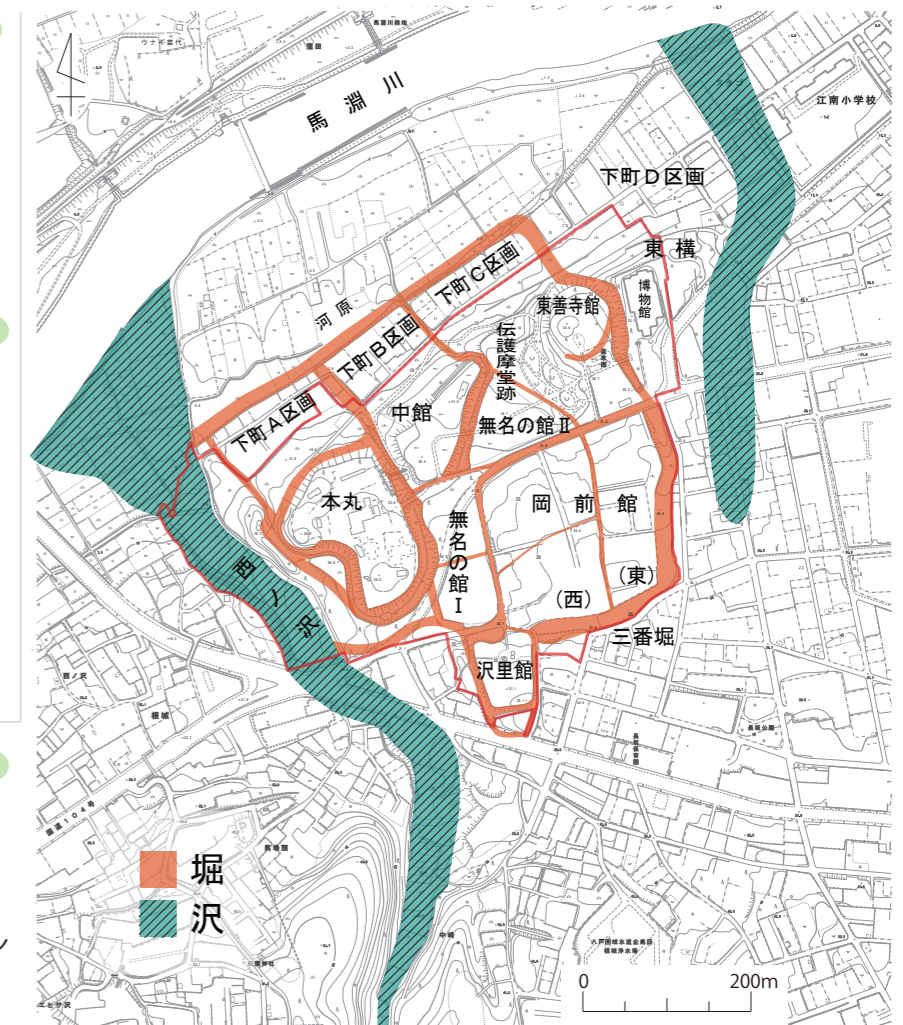
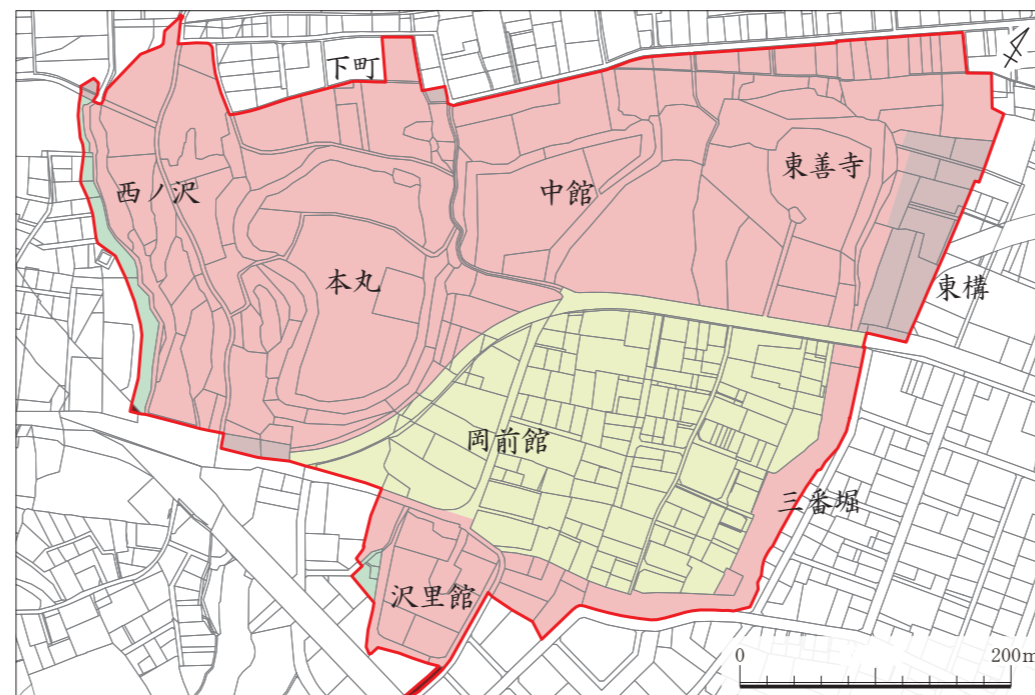
「史跡根城の広場」整備に伴う発掘調査や、現状変更を伴う開発に対応した発掘調査が実施されてきたことにより、根城の解明が進む。

- ・城館期における周辺の自然地形
- ・複雑な堀割りや新たな曲輪（くるわ）の発見
- ・中核となる主殿の規模と配置変遷 など（現在は右図のような城館の構造を想定）

◎ 「史跡根城の広場」が果たす役割・機能

本丸を中心とした「史跡根城の広場」整備は、史跡の本質的価値を表面化させる役割を担い、史跡の保存管理・活用の機能も果たしている。

7. 保存管理



《調査研究の成果の一部》

- ◎ 従来から知られていた本丸、中館（なかだて）、東善寺館（とうぜんじだて）、岡前館（おかまえだて）、沢里館（さわさとだて）の 5 つの曲輪に加えて、名称の無い曲輪の存在（無名の館Ⅰ・Ⅱ）および岡前館が東西に分かれることを確認。
- ◎ 本丸では 16 回の大規模な建て替えの跡や、南部氏が居城する前の遺構も確認。現在「史跡根城の広場」には調査研究の成果に基づいた主殿などの建物群が復原されている。

【現状変更などの取扱い①】

① 保存管理地区

史跡保護と土地の使用状況を考慮し、現状変更（※）の取扱基準を定めるため、史跡指定地を規制が強い順に A～D 地区に地区分けし、管理を行う。

※文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき、史跡では現状を変更しようとする行為、またはその保存に影響を及ぼす行為に対し、事前に文化庁長官の許可を必要とする。

- A 地区（特別規制地区）
- B 地区（第 1 種規制地区）
- C 地区（第 2 種規制地区）
- D 地区（第 3 種規制地区）

『史跡根城跡保存活用計画書《改訂版》』 概要②

【現状変更などの取扱②】

②保存管理区域区分に基づく保存管理方針及び現状変更などに対する取扱基準

	A地区	B地区	C地区	D地区
地区概要	城館を構成する主要な遺構や地形が良好な状態で保存され、城館としての本質的価値が完全に保有されており、きびしい保護管理対策をとらなければならない区域。	城域を区画する地形や遺構が比較的的良好に残されており、部分的に人為による変容がみられるが、すぐれた文化財価値と歴史景観を保有している区域。	宅地化が進行し、城館期の諸遺構や地形は不完全な状態で保存されているが、文化財としての価値を著しく損なう開発とそれによる副次的な悪影響を制限する区域。	城館期の遺構が主体的に存在する可能性が少なくて、開発が相当に進行している区域。
保存管理方針	① 墓地以外は公有化を速やかに行う。 ② 継続的な整備とその活用を図る。 ③ 発掘調査は整備や研究に限る。 ④ 整備以外の現状変更は原則認めない。	① 公有化を優先的に進める。 ② 公有化の終了後、継続的な整備とその活用を図る。 ② 発掘調査は整備や研究に限る。 ③ 整備以外の現状変更は原則認めない。	① 公有化を推進する。 ② 公有化が終了した範囲につき、整備の推進を検討する。 ③ 発掘調査は確認調査を原則とする。 ④ 周辺環境に調和した現状変更は許可。	① 既に大部分の面積が公有化済みであり、原則としてさらなる公有化を進めない。 ② 間接的な整備の推進を検討する。 ③ 発掘調査は確認調査を原則とする。 ④ 周辺環境に調和した現状変更は許可。
現状変更などに対する取扱基準	建築物	既設物の改築または改修は認めるが、増設または新設にあたっては、環境整備に伴うものまたは公共の福祉上欠くことのできないもの以外は原則認めない。	高さ10m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。	高さ10m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。
	工作物	柱状の物は高さ13m未満、その他は5m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。	柱状の物は高さ13m未満、その他は5m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。	柱状の物は高さ13m未満、その他は5m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。
	広告物	自家用広告物は表示面積合計7㎡以下とし、原色、蛍光塗料、ネオン、スポット照明の使用をさげ、設置高さ10m以下を原則とする。	自家用広告物は表示面積合計7㎡以下とし、原色、蛍光塗料、ネオン、スポット照明の使用をさげ、設置高さ10m以下を原則とする。	自家用広告物は表示面積合計7㎡以下とし、原色、蛍光塗料、ネオン、スポット照明の使用をさげ、設置高さ10m以下を原則とする。
	道路	既存の状態での改修は認めるが、拡幅、新設は認めない。ただし、歩道についてはこの限りではない。	既存の状態での改修は認めるが、拡幅、新設は認めない。ただし、歩道についてはこの限りではない。	既存の状態での改修は認めるが、拡幅、新設は認めない。ただし、歩道についてはこの限りではない。
	道路の付属物	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。
	ライフライン ※注	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。
	管理施設	必要に応じて認めるが、抜根を伴う場合は遺構を損壊しない範囲で認める。	必要に応じて認めるが、抜根を伴う場合は遺構を損壊しない範囲で認める。	必要に応じて認めるが、抜根を伴う場合は遺構を損壊しない範囲で認める。
地形変更	保存と活用資するもののみ認める。	保存と活用資するもののみ認める。	保存と活用資するもののみ認める。	

※注 ライフラインとは、「電線、通信線、ガス管、上水道管、下水道管」をいう。なお、個人住宅などにおける浄化槽及び浸透槽は建築物と一体をなす建築設備であるが、本基準ではライフラインの一部として取り扱う。

【遺構の保護方法】

建物建築などにより地下の掘削を伴う場合、城館期の遺構保護は次のように行う。

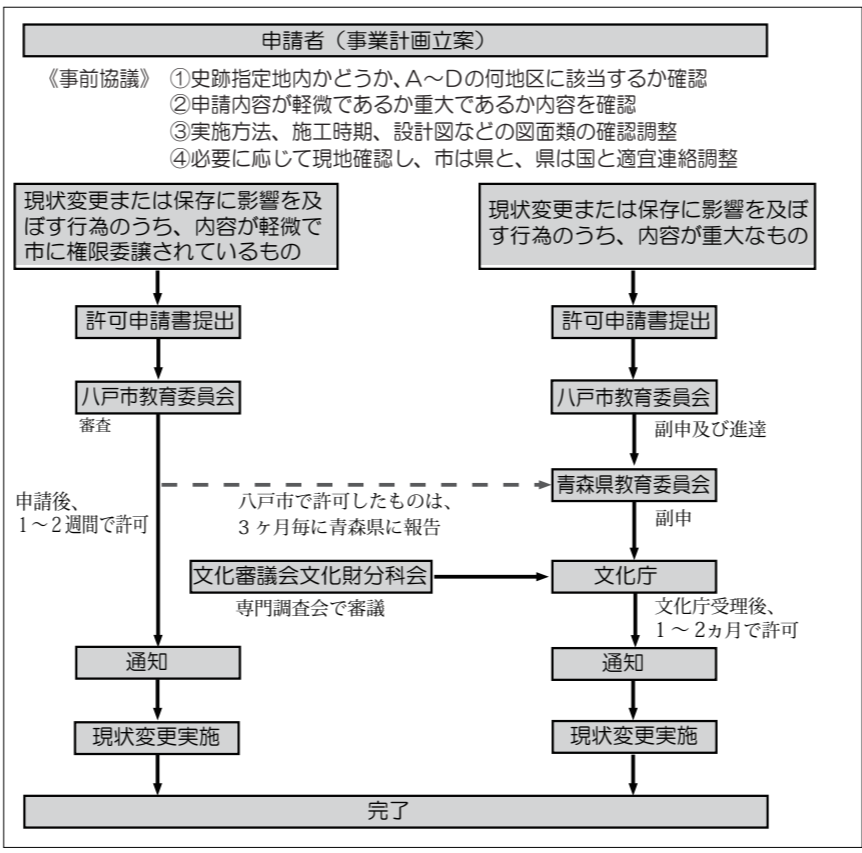
- ◎ 建物の基礎など：工事の掘削が遺構面に影響を及ぼさないように施工。
 - ・保護のための深度が不足する場合には、盛土で対応。
 - ・盛土保護が不可能な場合は設計変更して城館期の遺構を避ける。
- ◎ 盛土保護のために生じる土留め：極力、城館期の遺構を避けて施工。
- ◎ 上下水道・浄化槽・浸透槽・ライフライン：原則、城館期の遺構を避けて施工。
- ◎ 地盤強化のための杭打設・地盤改良工事：城館期の遺構を避けて施工。

【史跡周辺の保存管理】

周辺の各要素の保護は、史跡本体の価値を高めることにつながるだけでなく、緩衝地帯としての役割も果たす。

- ◎ 周辺の地形：城館の形成に影響を与えた自然地形の保護
- ◎ 埋蔵文化財包蔵（遺跡）：工事開発の際は発掘調査を実施。
- ◎ 城館に係る遺構・伝承
- ◎ 史跡からの眺望：特に馬淵川への眺望の保護。

③現状変更などの許可申請に係る事務手続きの流れ



【史跡の追加指定】

発掘調査を行い、城館に係る地形や遺構などの内容を十分に検証し、さらに周囲との整合性などの諸条件も考慮したうえで、保護を必要とすると判断された場所を対象とする。

- ※将来的に追加指定される可能性が高い場所
- ◎ 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地
- ◎ 史跡本来の景観が復元可能な箇所（現段階では沢里館の南側）

【土地公有化】

近年、土地使用の変化や売買による住宅建築などの現状変更が頻繁に発生し、現状変更の目的を達成できない案件が認められている。このことから、土地の利用状況や整備・活用の方向性など、公有化の諸条件について総合的に勘案し、公有化計画の策定のもと、公有化を進める。

- ◎ A地区：本質的価値が残されており、速やかに公有化を行う。
- ◎ B地区：A地区に次ぐ価値を有しており、今後の史跡の保存及び活用を考慮し、公有化を行う。
- ◎ C地区：将来的な整備を目的とし、住民との合意形成のもとに公有化を推進する。
- ◎ D地区：開発が相当に進んでおり、当面は原則公有化を行わない。
- ◎ この公有化計画のほか、現状変更許可条件が満たせず、正当な理由の元に土地使用の目的が果たせなくなっている場合は公有化の優先的対象とする。
 - ただし、公有化に当たっては、土地所有者からの申し出を原則とし、関係機関と協議しながら慎重に実施する。

8. 史跡の活用

- 既存活用事業の実施に充足することなく、史跡への新規来場者、あるいはリピーターを誘うため、継続的な魅力づくりを行う。
- ◎ 史跡学習に係る学校教育や生涯学習への支援拡充。
- ◎ 既存活用事業の継続のほか、先進事例の情報収集や分析。
- ◎ 観光ニーズに対応し、外国人利用者の増加などに対する説明板などの多言語化や、外国向けのウェブサイト作成。

9. 史跡の整備

- 城館の基盤をなす地形と遺構の保護を前提とし、文献及び発掘調査などによる調査研究成果や他学術分野との協力のもと、史跡の本質的価値の深化を図りながら整備を推進する。
- ◎ 従来の整備方針を示した「史跡根城跡環境整備基本設計書」に変え、新たな整備基本計画の策定を行う。
- ◎ 根城の研究と情報発信の拠点を、八戸市博物館に位置づける。
- ◎ 根城の広場を中核とし、未整備である沢里館、三番堀、西ノ沢、岡前館各地区の整備を進める。
- ◎ 住宅が密集する岡前館地区の整備は、公有化および他地区の整備の進捗を勘案する。
- ◎ 博物館の将来的な史跡外へ移設を検討する。
- ◎ 建物の整備に関しては、発掘調査や文献の研究成果に基づいた「復元整備」とする。
- ◎ 復元建物の再整備計画は、新たな整備基本計画に位置付ける。
- ◎ 復元建物の安全性などを考慮し、緊急性が高いものについては計画を前倒して再整備を実施する。
- ◎ 各施設などの点検記録簿を作成し、修繕・交換を適切に実施していくとともに、対応のあり方を再検証する。

10. 運営体制

- ◎ 行政・地域住民・関係団体・学識経験者の相互協力体制の再整備
- ◎ 行政・地域住民・関係団体・学識経験者で構成される「史跡根城跡整備活用検討委員会」による、本計画改定案に基づく各事業の進行管理。
- ◎ 関係団体の育成と活動支援
- ◎ 地域との相互発展的な協働

